

子宮頸がん予防ワクチン接種による副反応被害者の救済について

九州部会提出
説明担当 太宰府市

子宮頸がん予防ワクチンの接種は、平成22年11月26日付厚生労働省通知（「子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業の実施について」）を受け、各自治体において、任意接種として開始された。

その後、当該接種は、平成25年4月に予防接種法に基づく定期接種に位置付けられたが、同年6月には、ワクチンとの因果関係を否定できない副反応が見られることから、接種の積極的勧奨が差し控えられ、現在に至っている。この間、全国では、激しい頭痛や全身の痛み、脱力、記憶障害など多くの副反応とみられる事例が報告されている。

副反応の発症は、身体的苦痛だけでなく学業への影響など精神的にも被害者本人に大きな苦痛を与え、また、被害者を支える家族は、精神的、経済的に大きな負担を抱えている。

このような現状を踏まえ、被害者を抱える自治体では独自の支援を始めたところも増えているが、予防接種事業は国の施策であり、国において早期に救済体制を確立すべきと考える。

よって、国においては、子宮頸がん予防ワクチン接種副反応被害者の早期救済を図るため、下記の事項について、万全の措置を講じられるよう強く要望する。

記

1. 子宮頸がん予防ワクチンの接種と副反応について、早期にその因果関係を解明し、治療法の確立に向けた取り組みの更なる推進を図るとともに、医療従事者に対し適切な情報提供を行うこと。
2. 既存の予防接種健康被害救済制度の積極的な適用を図るとともに、定期接種以前の被害者も含めた子宮頸がん予防ワクチン接種に係る独自の救済制度を創設すること。

3. 子宮頸がん予防ワクチンを接種したすべての人を対象とする統一的な健康追跡調査を行い公表すること。
4. 副反応の疑いのある人に対しても、検査や治療等に係る費用負担の軽減などの支援策を講じること。
5. 自治体が独自で行っている被害者救済制度については、因果関係解明前であっても、国において十分な財政支援を行うこと。